紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

倉地聡一郎　菅　裕明　四方　祥樹
鈴木　栄一　鈴木　直子　田中　良吉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

鈴木　孝行

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

奥野　武久　滝　久雄　黒田　博久

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

埼玉スバル自動車株式会社
日本電動式遊技機工業協同組合
日本遊技機工業組合
株式会社オーテック
若林設備工業株式会社
株式会社荻野商店
公益財団法人湯浅報恩会
一丸ファルコス株式会社
株式会社シゲキ
一般社団法人吹田市医師会
株式会社吉本組
オロロン農業協同組合
阿寒共立土建株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年十月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故冬木理紗男遺族　廣田　千恵

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十九年十月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故寺田一也遺族　寺田　真弓

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

大綬章等勲章親授式

十一月七日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、柳井俊二に瑞宝大綬章を、麻生渡、齋藤勝利、坂本剛二、山浦善樹、千葉勝美、賴浩敏、アンドリュー・ピーコック及びマヌーチェフル・モッタキに旭日大綬章を授与された。

御答信

天皇陛下から九月一日サンマリノ国執政閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月一日御答信があった。

天皇陛下から九月十五日メキシコ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十一月一日御答信があった。

御答電

天皇陛下から十月四日ブルネイ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成29年10月18日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31660号	株式会社ビットポイントジャパン
千葉県知事(1)第03882号	有限会社信共
沖縄県知事(1)第04242号	リピート

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成29年9月1日	東京都知事(3)第31185号	エーアイトラスト株式会社（株式会社トラストファイナンス）

平成29年10月18日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(6)第21427号	白金興業株式会社
兵庫県神戸県民センター長(5)第12192号	荒田企画
大阪府知事(10)第05366号	BON HOLDINGS株式会社
東京都知事(2)第31536号	アイプラス

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 14 日

宮城労働局長　北條　憲一

第４号中「１時間847円」を「１時間872円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月15日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 14 日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間896円」を「１時間916円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 14 日

山口労働局長　金刺　義行

第４号中「１時間815円」を「１時間839円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月15日から効力を生ずる。

山口労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 14 日

山口労働局長　金刺　義行

第４号中「１時間779円」を「１時間795円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 29 年 11 月 14 日

香川労働局長　辻　知之

第４号中「１時間869円」を「１時間890円」に改める。

附　則

この決定は、平成29年12月15日から効力を生ずる。